

日本学生支援機構 貸与奨学金緊急・応急採用の申込について

下記のとおり災害に遭った世帯の学生で家計が急変し、日本学生支援機構の奨学金を希望する学生は、情報科学研究科教務係まで申し出てください。

記

1. 対象者

下記災害救助法適用地域の世帯の学生

2. 災害内容, 災害救助法適用地域及び適用日

災害	災害救助法適用地域	適用日
<p>令和6年7月25日からの大雨災害にかかる災害救助適用地域</p>	<p>【秋田県】 横手市、湯沢市、由利本荘市、大仙市、にかほ市、仙北市、仙北郡美郷町、雄勝郡羽後町、雄勝郡東成瀬村</p> <p>【山形県】 鶴岡市、酒田市、新庄市、寒河江市、村山市、尾花沢市、最上郡金山町、最上郡最上町、最上郡真室川町、最上郡大蔵村、最上郡鮭川村、最上郡戸沢村、東田川郡庄内町、飽海郡遊佐町</p>	<p>令和6年 7月25日</p>

※適用地域は今後増える可能性があります。随時ホームページでご確認ください。

日本学生支援機構ホーム>奨学金>申込方法>緊急採用・応急採用>災害救助法適用地域>1年以内の災害救助法適用地域

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/chiiki/genzai.html>

また災害救助法の適用を受けない近隣の地域で、同等の災害に遭った世帯の学生並びに同地域に勤務し、勤務先が被災した世帯の学生も、適用地域に準じて取り扱われます。

3. 奨学金の種類等

各奨学金の制度については下記リンク先を参照ください。

- ①緊急採用 ⇒ 第一種奨学金（無利子）
- ②応急採用 ⇒ 第二種奨学金（有利子）

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/kinkyu_okyu/index.html

③JASSO 支援金（一時金）

<https://www.jasso.go.jp/gakusei/shienkin/index.html>

4. 申請期限

家計急変事由発生月を起点とする各種期限は以下の通りです。

区分	申請期限
緊急・応急採用	事由発生から1年以内
JASSO 支援金	事由発生から6か月以内

※申請時に公的書類（罹災証明等）の提出が必要な場合があるため、以下の期限内に担当窓口まで申し出てください。

- ①②緊急・応急採用⇒事由発生から8か月以内
- ③JASSO 支援金 ⇒事由発生から4か月以内